

令和2年3月 土木工事共通仕様書(案) の改定について

国土交通省 大臣官房 技術調査課 事故分析係長 やまぐち まさあき 山口 正明

1. はじめに

土木工事共通仕様書は、国土交通省の地方整備局等が発注する工事において、工事請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定めることにより、契約の適正な履行の確保を図るために策定しています。

また、土木工事共通仕様書は、各建設作業の順序、使用材料の品質、仕上げの程度、施工方法等、工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容のうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込んだものです。

令和2年3月版土木工事共通仕様書(案)の主な改定内容を以下に紹介します。

2. 令和2年3月版の主な改定内容

(1) 関係法令や各種基準類等との整合

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)」(以下、「改正品確法」という)が、令和元年6月14日に公布、施行されました。この改正品確法第8条「受注者の責務」を踏まえ、第1編共通編第1

章総則第1節総則において、「受注者は、下請契約を締結するときは下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。」に変更しました。

関係法令では、工業標準化法が産業標準化法に名称変更となるなど、法令改正に伴い所要の改定を行いました。

また、土木工事共通仕様書で引用している各種技術基準類のうち、前回の改定から今回の改定に至るまでの間に改定されているものなどに関して、改定年月の修正や仕様書における規定との整合を確認し、必要な変更を行いました。

なお、反映した各種基準類は、表-1のとおりです。

例) 道路標識ハンドブックの改定(令和元年8月)に伴う変更

第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工
3-2-3-6 小型標識工

5. 反射シートの貼付け方法

受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじ

表－1 改定された主な技術基準類

No.	発行機関	対象技術基準名	改定年月
1	国土開発技術研究センター	プレビーム合成げた橋設計施工指針	平成30年8月
2	日本道路協会	道路橋支承便覧	平成31年2月
3	環境省	水質汚濁に係る環境基準について	平成31年3月
4	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	平成31年3月
5	全国治水砂防協会	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	令和元年6月
6	国土交通省	河川砂防技術基準	令和元年7月
7	全国道路標識・標示業協会	道路標識ハンドブック	令和元年8月
8	日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	令和元年9月
9	国土交通省	道路標識設置基準	令和元年10月
10	国土交通省	土木工事安全施工技術指針	令和2年3月

み・ピンホールなどが無いことを確認しなければならぬ。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。

8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ

受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10 mm 以上重ね合わせなければならない。

その他、現場の実態や書類の簡素化等の観点で踏まえ、共通仕様書の記載内容について変更を行いました。

例) 桁製作工における原寸作業の実態を踏まえた変更

第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工

3-2-12-3 桁製作工

1. 製作加工(1)原寸

①受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。

②受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は監督職員との承諾を得なければならない。

例) 堤防除草の実態を踏まえた変更

第6編 河川編 第8章 河川維持

6-8-4-2 堤防除草工

1. 草刈りの範囲

受注者は、兼用道路区間について、のり肩及びのり先（小段が兼用道路）より1 m は草刈りをしない。

2. 刈残し

受注者は、補助刈り（機械除草に係わる人力による除草）等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。

4. 自走式除草機械

受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）に損傷を与えないよう施工しなければならない。

(2) 土木工事施工管理基準等の改定

ICT技術の全面的な活用を推進するため、施工履歴データや3次元データによる出来形管理基準の規定を追加しました。

具体的には、地盤改良工（固結工（スラリー攪拌工））において、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」による管理の場合の基準値を追加しました。表－2に出来形管理基準を示します。

また、舗装工（路面切削工、切削オーバーレイ工）において面管理の場合の規格及び基準値を追加、法面工（法枠工）及びトンネル（覆工コンクリート工）においては、「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測

表-2 地盤改良工 固結工（スラリー攪拌工）における出来形管理基準

工種	測定項目	規格値	測定基準
固結工 (スラリー攪拌工)	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認
	位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)
	杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)
	改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)

性能を有する機器を用いることができることを追加しました。

3. おわりに

令和2年3月に改定した土木工事共通仕様書

(案)は、国土交通省ホームページに掲載していますのでご覧ください (http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html)。

今後とも、各種基準類の改定や技術動向、社会的動向等を踏まえて、適切な土木工事共通仕様書の改定を実施することとしています。